

## 第4回三条市学校適正規模検討委員会会議録

- 1 開会宣言 平成27年8月4日(火)午前9時30分
- 2 場 所 三条市役所栄庁舎 大会議室
- 3 出席者 雲尾周委員長、小林修委員長職務代理委員、木宮隆委員、小林斉子委員、熊倉直信委員、吉田久一郎委員、倉重幸市委員、白鳥賢委員、吉田広幸委員、原田大助委員、山井修委員、高橋絵美委員、佐藤操委員、飯田満委員、竹内行一委員、大原貞雄委員、高橋誠一郎委員、吉田一弥委員、石崎順一委員、安藤正之委員
- 4 説明のための出席者  
長谷川教育長、久住教育部長、笹川教育総務課長、樋山小中一貫教育推進課長、吉川教育センター長、大谷教育総務課庶務係長
- 5 傍聴人 29人
- 6 会議次第
  - (1) 開会
  - (2) 教育長あいさつ
  - (3) 議事  
ア 三条市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針(案)について
  - (4) 次回検討委員会の日程について
  - (5) 閉会
- 7 審議の経過及び結果

(雲尾委員長)

議事に入ります前に、傍聴人の皆様をお願いいたします。三条市教育委員会傍聴人規則第5条、傍聴人の守るべき事項等として「傍聴人は、次の事項を守らなければならない」ということで、第1号「会議における言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと」第2号「私語、談笑又は示威的行為などにより会議を妨害しないこと」等が定められております。それらを遵守していただきますように、よろしくをお願いいたします。

それでは議事に入ります。「三条市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針(案)」について、前回からの修正版が事前に配布されておりますので、事務局から説明をお願いします。

ちょっとお待ちください。傍聴人規則の第5条第6号に「写真等を撮影し、又は録音しないこと。ただし、あらかじめ委員長の許可を得たときは、この限りではない。」とございますが、傍聴人席の方、ビデオの録画は止めていただけますか。

(3) 議事

ア 三条市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針（案）について

笹川教育総務課長が説明

(雲尾委員長)

ただ今の件につきまして、御意見等ございましたらお願いいたします。

(原田大助委員)

5番の「適正規模に向けての検討」の中に、「小中一貫教育を行っており、その結果、中1ギャップの解消、社会性の育成、不登校児童生徒数の減少、学力の向上、教職員の指導力向上等の成果が徐々に現れてきています」と書いてあります。中1ギャップの解消とか、不登校児童数の減少、学力の向上というのは、どこか数値で表せるような資料というのはあるのでしょうか。

(雲尾委員長)

小中一貫教育の成果等を数値で説明して欲しいということですかね。

(原田大助委員)

その資料があれば。

(雲尾委員長)

根拠資料を示していただきたいということですか。

(原田大助委員)

はい。

(雲尾委員長)

いかがでしょうか。

(樋山小中一貫教育推進課長)

今、成果についての根拠資料を提供できないかというようなことでございますが、現在、手持ち資料はないんですが、平成25年度までの問題行動状況調査の不登校数だとか、いじめ、並びにQU検査における社会性の向上の資料等を歴年でとってあるものがございますので、そういったものから成果が現れていると、そのように判断しているところでございます。学力については、NRT、全国標準学力検査の結果だとか、全国学力学習状況調査の結果から向上が見受けられると、そのように考えています。

(雲尾委員長)

原田委員、よろしいですか。

(原田大助委員)

はい。ありがとうございます。私も三中校区の小中一貫教育推進協議会に出させていただいております。その中で、毎回話されていることは学力向上の件の結果と、向上していると

いうことを確かに伺っております。弱いところはまた、そこを重点的に直していくというか、正していくということでその辺の成果は伺っておるわけです。

ただ、今年の3月ですね、協議会に出させていただいた時に、ちょうど川崎の事件がありまして、不登校のことを質問させていただきました。その時に、不登校はどうなっているんでしょうかということで減少傾向にあるというお言葉をいただいていたんですが、6月の議会に名古屋豊氏が、不登校が増えているという、不登校の状況がどうなんだということで、質問をされたかと思うんですけど。その時の答えが、平成26年度は96人で前年に比べて15人増加したということ、議会で小中一貫教育推進課長が言っていたかと思うんですけども。ここでは減少になっていて。実際の数が増えているとか、そういうところはどうかかなと思ひまして。減少にはなっていないと思うんですけども、そこを成果に盛り込むのはどうなのかと思ひ、今、質問させていただきました。この後の対策とか何か考えていらっしゃるなら、また、お聞きしたいんですが。

(雲尾委員長)

平成26年度は増えたということについては、どう説明されますか。

(樋山小中一貫教育推進課長)

不登校につきましては、平成22年度から23、24、25年度と減少傾向にありました。特に小学校では、23、24、25年度と全国、県よりも発生率が減少いたしましたし、中学校もずっと減ってまいりまして、26年度は、全国、県よりも発生率が減少いたしました。26年度15人増加いたしましたけれども、長いスパンの中から見ると、今のところ減少傾向にあると考えております。ですが、26年度は増加いたしましたので、引き続き不登校対応、学校復帰に向けた対応については強化してまいりたいと考えているところです。

(雲尾委員長)

そういったことで、小中一貫教育を進めてからの直近を見ると減少しているという説明だと思います。それでよろしいでしょうか。

(原田大助委員)

数の話ばかりで申し訳ないんですけども、一割近い、一割以上の不登校が増えていることは大きな問題だと思うんですけども。その辺は早急に動いていらっしゃるのか、それとも、ずっと減少傾向でいて、ここで見ても一割以上は上がるというのは何か特別な原因があるんじゃないかと私は思っているんですけども。その原因を調査していただければなと思ひているんですが。

(雲尾委員長)

適正規模検討委員会としてのということ、保護者代表としての考えということよろしいですかね、今のことに關しましてはね。

(原田大助委員)

ここに盛り込まれるのがどうなのかなというのがあるんですけども。

(雲尾委員長)

先ほどの、長期間で見て、平成 26 年度は一時的に増えて、それに関しては、今、検討中だという御説明では、ここに載せるべきではないというような御意見ですかね。

(原田大助委員)

そうですね。もうちょっと、逆に、数値の資料か何かと一緒にあればいいのかなと。

(雲尾委員長)

この 3 行の説明だけでは足りず、根拠資料が欲しいという御要望ですね。

(原田大助委員)

そうですね。

(雲尾委員長)

これについて、そういう細かい資料を載せなかったことについては何か御説明はありますか。この文章で理解していただけるという趣旨で作られたと思いますが。

(笹川教育総務課長)

こちらについては、成果ということで文章として表していただいたということで、一つ一つの事例を挙げて検討するのは、小中一貫教育の成果とか、そういう形でまた改めて出すものでありまして。適正規模に向けての検討というのは大枠で、こういう形で成果が出ていますというような形での記載にさせていただいたということでございます。

(石崎順一委員)

今回の修正ということで出された文章の中で、今、原田委員が指摘したところが加わったところですが。小中一貫教育を三条市として推進しているのは存じておりますけれども、その成果の検証ということが、なかなかまだなされていない中で、言葉だけで成果が現れてきていますというのは、説得力がない話です。原田委員の言うように、平成 25 年度までには徐々に減少傾向にあるという御説明がありましたけれども、今、27 年度の半ばの答申です。大分、状況は変わっているんだと思います。それこそが、小中一貫教育がうまくいっているかどうかの大事なことだと思いますので、ぜひともこの部分を考えて、この文章でいいのかどうか、大変疑問があると思いますので、考えていただきたいと思います。

(小林修委員)

事務局へのお話ではなくて、委員長にお願いがあります。

前回の委員会後の日報の記事には「統廃合が基準で紛糾」とありました。統廃合の基準というのは、校舎の安全性が確保できない場合ということで話は充分あったかと思いますが、いつも会の進め方が、事務局の説明に対して何かありますかと聞いて、時間が 2 時間経つ

を待っているみたいな雰囲気の中で、2時間経ったら今回は決まらなかったみたいなことで前回終わったんですが。今回は何となく2時間経てばここで終わりみたいな、何か強い司会の方の話が最初にあって、今日はそうなのかなと思ってどきどきしているんですが。大勢の傍聴人があるというのは、初めからこの適正規模検討委員会が、どうも三条小学校の校舎のことなんじゃないかということで、保護者、地域の方がとっても心配されて、1回目から大変多くの方が傍聴していると思います。

日報の記事で委員長は「反対が多かった安全性について盛り込むことは難しいかもしれない、まずは前提となる中学校単位の考えについて各委員に確認していきたい。」と述べられています。毎回説明したら何かありますかと言って、意見を言っていると、何の話だったのか、話の柱のないままに、会議が流れ、時間になりましたので、これでいいですか。どこかで最近聞いたような委員会と同じような、新聞でしか知りませんが、そういう委員会にならないように、話の柱立てをして進めてもらいたいと思います。どこからでもいいでしょうというのは、なかなか話をしづらいので、何とか柱立てをして欲しいですし、できれば委員の話にもっていってもらえたらありがたいと思っています。よろしくお願いします。

(雲尾委員長)

最後何て言いました。できれば委員の話に。

(小林修委員)

はい。何か委員会なのに、いつも事務局が、事務局には都合がいいような質問を。

(雲尾委員長)

委員の方からの意見をという話ですね。

(小林修委員)

はい、そうです。委員の話した意見を拾い上げるようにしていただける議事進行をしていただけるとありがたいと思いますが、そういう感じになってないように、いつも思えて仕方ありません。よろしくお願いいたします。

(雲尾委員長)

という御意見をいただきましたが。要するに、先ほどの説明の中で前回と変更がございましたので、主にはその部分について皆さんに御確認いただけるという意味では、どこからいっても構わないということですね。

ほかにないようでしたら。結局は、前回は4までの内容を決めて、5の適正規模における検討に入ろうとしていたわけですがけれども、結局、表現的な部分で5を検討しないと前の部分が決まらないということがありましたので、4番の決定を先延ばしにしまして、5を先に検討したという流れになっておりました。

ですので、変更点については概ね御意見をいただいたかと思っておりますので、そういう意味で

は4までの部分については、変更についてこれで御意見がないようであれば、それはそれでほばいいのだらうと思いますので、5番の適正規模に向けての検討の内容について、更にお伺いすることになるということですね。

(小林修委員)

1番、2番についても、前回、私の最後の質問で話をされると委員長は言われたと思うんですが、何か5の点で、できれば5をどこかでしぼってもらってまず話をされるとありがたいです。一番変わった、資料をとったり何かするところの安全性を、三条小学校、安全じゃないんだという資料をとられた、そここのところの話をすれば話をしなければ順番になるわけですね。

(雲尾委員長)

変更点については、概ねここまでの部分でよろしいでしょうか。

(石崎順一委員)

今、小林修委員の言われたところについてどうでしょうか。事務局の説明はわかりました、とりあえず聞きました。それについての御意見というふうに言われましたので、まだほかにもあるんですけども、進め方がどういう形でやるかによって、どこでどういう質問をすればいいのかが固まってくるので。今、言われたように、全体の話にいかないと、また継続審議になるのではないかという懸念がありまして。一つずつしっかりと、皆さんの意見を総括した中で進めていただけると大変意見も出しやすいので、よろしく願いいたします。

一番最後の資料の3についても、これも聞きたいところなんですけど、これ、どこに出せばいいんだらうかなっていうことになりまして、ちょっと迷っていますが、それもちょっと整理をしてお願いしたいと思います。

(雲尾委員長)

前回、5ページの5ですね、「適正規模に向けての検討」の第一段落の部分で御意見をいただいたところですけども。ここの部分についてはいかがでしょうか。

成果資料等、御意見もありましたけれども、こちらの方は小中一貫教育推進協議会等の成果で詳しく話していただくということで、この基本方針案の中ではそれ以上にはしないということで説明があったかと思うんですが。ということで、ここは確認させていただいてよろしいですかね。

(小林修委員)

その前半のところですか。

(雲尾委員長)

はい、前半のその3行の部分です。

(小林修委員)

私、校長会の会長もやっていますので、どこからという言い方はないのですが、ただ、小中一貫教育を今進めてきて、その結果でこうだというんですけれども。嵐南小学校が、まだ1年ちょっとですし、一ノ木戸小学校は、二中と一緒になってもう1年早いだけですが、小中一貫教育の成果と言ったときに、事務局サイドが言われる大規模校のことは、今ほど言われた委員もそうですけど、成果がまだよくわかってないと思います。

ここでいう成果というのは、きっと、大島中学校区の須頃小学校、大島小学校と、大島中学校とか、栄中学校区がとても成果が上がっていて、加えてもらえれば、私たち三中学区もとっても連携がうまくいっていると思っています。どこもそんな感じで、今、連携型をやっているところはとっても成果を上げていて、小小連携をはじめ、去年の全国サミットで成果を発表した大島中学校区のようなところがとっても小中学校での学力が高いというのは聞いていますし、うまくいっているというのはそういうところじゃないかと思います。

まだまだ大規模校については成果が出てないと思うのですが、そこで一緒にたにしてやっていることも、ちょっと問題だと思います。何か適正規模に向けて、すぐに小中一貫教育という括りの中で、全部中学校区という見方は、私は今の段階では早いような気がするので、ほかの方の意見も聞いてもらえたらありがたいと思っていますが、よろしく願いいたします。

(雲尾委員長)

御意見としては、この最初の3行ではなくて、次の4行に関わる部分ですね。この「当分の間、学区再編は行わず、既存の中学校区を一つの単位として」考えているということについての御意見を、皆さんから聞きたいということだと思いますが、これについて御意見はいかがでしょう。

(小林斉子委員)

ここに記述されておりますのは、小中一貫推進協議会が設置され、今の部分で「成果が徐々に現れてきています。」という記述であります。ここの中に「徐々に」という言葉が入っていますので、今が全てではないという表現だというふうに私は受け取りました。そこで、次の段落で「更なる推進及び」と書いておりますので、今が一番いいときではありませんよ、これからもっと頑張って推進していきますよというふうに私は捉えました。

それで、大島中学校、三中学区の報告を受けたところでございます。先生方がいらっしゃいますので、そういう部分について、お話を拾っていただければ、この部分は解消するのではないかという思いがいたしますし、前回でしょうか、月岡小学校の飯田先生が小中一貫校の成果を特に挙げてくれないかという御発言があったように思いますので、飯田先生からぜひともその部分についての御意見を賜りたいと思います。

(飯田満委員)

先回、今ほど、お話のとおり、成果を入れて欲しいということでありました。前文のところに入っただけでありますので、やはり散りばめてあちこちに入れて欲しいということで意見を言わせてもらいました。今回、そこに入ってきたわけではありますが、先ほど事務局のお話がありましたように、個々のことを書き込むことは、この適正規模検討委員会の内容と離れてしまうなと思いますので、今ほどのお話のように「当分の間」ということと、「更に」という言葉が入っているということで了解したいと思います。

私ども、本成寺中学校区は、中学校1、小学校2ということで、連携型で進めております。それぞれの学校が独自の活動をしつつ、お互いに協働できる場所、また、協働できる部分を一生懸命やっているところでありまして、確かに、成果が出ていると明言できる状況まできているかと思えます。だんだん活動面でも一緒に活動できる部分等を検討しつつ、学習内容等についても小中の9年間のスパン、また小小連携、同じ6年間を担う子どもたち同士ということの連携を進めておりますので、ここの部分につきましてはこの文面です承したいと思えます。

(竹内行一委員)

今ほど、大島中学校区のお話がありましたけど、大島中学校区は前にもお話いたしましたとおり、須頃小も大島小学校も児童数91名、そして大島中学校60数名で、3校とも小規模校であります。小規模校ならではの、やはり顔の見える連携が児童生徒同士、それから職員同士でかなり進んでいます。それから、小中一貫教育3年目になりましたけれども、1年目はやはり、ややもすると、トップダウンの推進だったものが、昨年度からボトムアップ型で、職員みんなでいろんなテーマを出し合って提案をしていこうというふうなことで、職員がつくる小中一貫教育ということで進めているところでもあります。

数値的な成果が上がっているかどうかという点については、まだ検証段階ではないんですけれども、大島中学校区は、しっかりといい関係ができているというふうに自負しておりますし、10月のサミットでは自信を持って発信できるというふうに思います。

前回は申し上げましたとおり、私は基本的には中学校区単位の学区を当面維持するということは賛成です、この部分に関しては。

(雲尾委員長)

そのほか、御意見はいかがでしょうか。では、その後の部分ですね、統廃合の検討を開始する基準として3点説明文が変更されております。これにつきまして御意見等ございますでしょうか。

(原田大助委員)

①の「校舎の安全性が確保できない」、この文言は前回も入っておりました。1点、後ろの資料のところでも最新の方に下線が入っていたんですが、その耐震の方の数値等の資料が削



除されているわけです。この「安全性が確保できない」という基準って誰が決めるんでしょうかと、私はちょっと疑問を持っているんですけども。どういったところを含めて安全性の確保というような形の判断を下すのかというのをちょっと知りたいんですけど。

(笹川教育総務課長)

「安全性が確保できない場合」というのは、一般的に耐震の問題が関わってくるものと私どもは考えています。

(小林修委員)

①を残して修正かといわれるのであれば、なぜ、資料4を削除されたのですか。その理由をお聞かせ願えればありがたいと思っていますが、よろしく願いいたします。

(笹川教育総務課長)

これはあくまでも検討を開始する基準ということでございますので、一般的なものの言い方ということで、「校舎の安全性が確保できない場合」ということで、一文にまとめさせていただきました。ですので、それ以降のものについては載せるべき必要がないという判断をさせていただいたところでございます。

(小林修委員)

おかしいです。耐震化というならば、前回の資料を付けておくべきだと思いますし、その説明をしてもらいたかったのですが。そこを取られて、この文章だけ残されて、前後の文脈は何の関係もなく、私どもがやっている委員会の校舎の安全性の問題はこの委員会では関係ないと思いますので、ぜひ前回のお話のとおり、雲尾委員長が、これは外さないといけないんじゃないかと記者に答えているように、これは全く合わない文面ですから、外していただきたいと思います。外さないならば、前回のように資料4を付けて、その資料4の説明をわかりやすく説明してもらえたらありがたいと思っていますが、よろしく願いいたします。

(雲尾委員長)

前回の変更点は、このIs値というのを外したことによって、表がなくなったということですので、そのまま残っているわけではないですよ。

(小林修委員)

その校舎のことが残っていることが、今も耐震化でありましたから、耐震化の表は残ってなかったから、意味を持たないじゃないですか。

(雲尾委員長)

耐震結果のIs値だけでなく、一般論としての安全性というふうに説明はされているかと思えますけど。

(小林修委員)

そんなのおかしいです。一般論だけで三条小学校を潰そうという、見え見えで、子どもで

もわかるような、事務局として少し御粗末なんではないかと思いますが、みんなが納得するように、ちょっと、そんな、これは一般論ならばと言って、それで教育委員会が開かれたら三条小学校は安全でないとか何とか言って、私たちがもらっている資料と違う資料を出されてやられたら、ちょっとそこどころ勘弁してもらいたいと思うんですが、これは骨子の中に入れてみましょうよ、入れて説明してくださいよ。堂々とやって欲しいと思うんですが、どうでしょうか。

(小林斉子委員)

前回、この部分が入っていると三条小学校が特定されるので、削除して欲しいという意見があったように記憶しております。今回の校舎の安全性の確保ができない場合は、今、委員長がおっしゃったように一般論、一般的な三条市の小学校、中学校、要は学校の環境の部分だというふうに承っています。安心、安全が担保できないで学校生活が送れないわけですので、これは一般論として私は受けとめました。この個別具体の例もなく、それから、特定化もされない中で、「校舎の安全性が確保できない場合」は、私は、入れていただきたいというふうに思います。

(石崎順一委員)

今、この部分に関しましては、「校舎の安全性が確保できない場合」というと、どういうふうにするかというのが、前回からの継続審議としてあったかと思えます。前回の意見の中では、これは適正規模検討委員会で検討するのにはふさわしくない、次元の違う問題であるというふうな話が多く出たと思えます。それに対してまたここに持ってくるのが、大体おかしいだろうということがひとつ。

もう1点申し上げますと、「統廃合」という言葉に関しましても、この委員会では「統廃合」という言葉自身もふさわしくないであろうという方が、大半の御意見が出たと思うんですが、これをまた載せてきたっていう、この理由もまたわからない。この2点について、もう少し説明していただけないでしょうか。

(久住教育部長)

前回も御説明をさせていただいたと思っております。適正規模に向けての検討の手法に関しましては、既存の中学校区では、学区の再編ではなく、統廃合しかないというふうに考えておまして、そこを明確にするために、当分の間、学区の編成は行わず、既存の中学校区を一つの単位とするので中学校区の中で適正規模に向けては統廃合をしていきますということで、ここは再度書かせていただいたところでございます。

(石崎順一委員)

教育委員会としての考えを説明いただいたのは承知しております。ただ、それに対して、この委員会が出た意見がどう盛り込まれるか、ここが一番大事なところでして。説明された

ことを、こうしているんだということをずっと通されても、この委員会の意味がございませんので、そこをどう考えるかをお聞きしております。

(久住教育部長)

それで今回、また委員会を開かせていただきましたので、ぜひ再度皆様から御意見をいただきたいと考えております。

(石崎順一委員)

じゃあ、前回と同じことをまた繰り返して、ここで言えということでしょうか。

(小林斉子委員)

前回の委員会では、確かに委員長が最後の時に、そういう意見が多かった、けど継続審議にすると最後は締められました。ということで、今回は継続審議という形で、前の記述と違う修正案が出てきたわけです。それに基づいて、皆様から議論していただきたいということだと私は理解しております。

(吉田広幸委員)

校舎の安全性の確保ということで、Is 値を抜いたことで耐震化に問題がある学校を標的にしているのではないんだということですが、それを抜いたことによって、私ども保護者からすれば、校舎の安全性は地震だけでなく水害、あと、火災等ですね、スプリンクラーの設置、そういうふうなことを統廃合でクリアできるなら、保護者としてはむしろ望むところとかやって欲しいところであるので、この校舎の安全性が確保できない場合というのは、ぜひ入れていただきたい項目であります。

(吉田久一郎委員)

委員長にお願いがあるんですけども。統廃合の検討というところの留意点で、この前も御質問したんですけども、ここで「保護者や地域住民の理解を得ながら進めていきます。」と、何かぼやけたような文章が書いてございますが、これはこの先、何か集会でもあるんでしょうか。それとも、このままでぼやけた形の文章になっていくんでしょうか。一つ聞きたいんです。

それで、もし、委員長が許していただけるのならば、今日、せっかく傍聴人がたくさんいらっしゃる。第1回から来ていらっしゃる熱心な方も随分いらっしゃいますので、2、3人の意見を聞いていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

(雲尾委員長)

まず、その留意点についての趣旨を、もう一度言っていただけますか。

(吉田久一郎委員)

ただ「地域住民の理解を得ながら」と書いてあるんですけども、全然把握できないのではないですかね。どういうふうな会合が将来あるのかというのを、このままでは。

(雲尾委員長)

具体的に、どういう形で理解を得るような、どんな会合が想定されているかっていうことを聞きたいということですか。

(吉田久一郎委員)

そうです。

(雲尾委員長)

では、それにつきましていかがでしょうか。

(笹川教育総務課長)

そちらの文言の意味でございますが、仮に検討校が決まって、具体的な統廃合という話が出た場合は、保護者及び地域住民に対して説明会等を開催させていただいて、保護者や、地域の皆さんの御理解を求めていくという意味合いで書かせていただいているところでございます。

(雲尾委員長)

ということによろしいですか。

(吉田久一郎委員)

せっかくこうやって、傍聴の方が来ていますので。

(雲尾委員長)

全委員の発言を保障する前にそういうことはまずないです。ですので、まだ発言されていない方がたくさんいらっしゃいますので、委員の方を優先いたします。ということで委員の方々から御意見をいただきたいところですが、いかがでしょうか。

(小林修委員)

吉田委員の話はよくわかっているんです。ただ、今、事務局が言われているのは、どう見ただって、三条小学校を対象にしているというのは誰が見てもわかるので。それだったら前回の一点、話としてはどうか、もう、耐震化はどうしようもない、だめでみたいの、でも、私たちがもっていたのは何かというと、校舎、体育館ともに平成25年4月1日に各学校に配られていたり、または公になっているものですが、そこでは、いろいろ書いてあって、全部読みませんが、より緊急度の高い学校を優先させ、三条小学校は安全だからという話の中で、例えば、前も言ったことを取り出してここで言わせてもらえれば、地震になったら逃げなさいと学校が地域や、学区の皆さん、もっと広い皆さんに、地震が起きたら三条小学校に逃げるようにしようと、今日も、市のホームページにアップしているのが、逃げる場所が三条小学校なのに、危険校舎ですなんて、よく言えるなと思って、すごく困るんだけど。それ以上に、今後、対応の検討を行うということですと話を伺っていたんですが、実際に検討された上で、私どもにというか、前回、2回目、3回目外さなかった、今の一文を外して欲し

いんですが。検討されたなら、検討された内容についてお聞かせ願えれば、とってもありがたいんですけど。何も聞かせないで、三条小学校の校舎は安全でないという、耐震化ならという、笹川課長の今の話のように聞いているとそうなるんですが。

それと、もう一つは、前回、私の質問の中で、笹川課長から、事務局というのは勝手に文章や方向性を盛り込んだりするんじゃないで、骨子案を出すときにこれは決めましたよ、それ以降は今ここにいる委員の皆さんの意見を聞いて出すんですよと言って、私が、委員の意見を聞いて盛り込んだということですねという、4ページが一番上に、前回の議事録にありますとおり、そこで「おっしゃるとおりでございます」と出ていますが、何か「おっしゃるとおりでございます」でないような意図を非常に受けるので、話をさせてもらっているんですが。

一点だけで結構です、三条小学校のことについて耐震化の検討をしたんでしょうか。そここのところの話を聞かせてください、よろしくお願いします。

(笹川教育総務課長)

今回は、適正規模の検討委員会でございます、決して三条小学校という形で私どはお話をさせていただいているものではございません。ですので、この場でお話するのが適当ではないと思っております。

(小林修委員)

前から言っていますように、それでしたら、ここから①番をとっていただいて、三条小学校の学区民や保護者に対してその話をしていただければ大変ありがたいと思います。①番の削除をお願いします。

(山井修委員)

保護者の一人として、やはり子どもの安全性、校舎の安全性というのは最優先だと思っております。その中でいろんな意見が出ているわけですが、やはりこの適正規模に向けての検討の中には、校舎の安全性というのはいくらかの形で残していただきたいと思っております。

(佐藤操委員)

今、この会議を聞いたところ、この統廃合の件で、校舎の安全性ということで十分議論されていますけれども。私も吉田さんと山井さんの意見に賛成です。

子どもが通う学校、安全性というのは、何があっても安全が最優先というのが前提と考えます。それで、地域のコミュニティというのを考えるのであれば、なおさら避難場所、それから建物がないと困るっていうのは、誰が見てもわかるということだと思います。その耐震性に問題があるということであれば、統廃合の話に盛り込むのは自然な流れだと私は思います。学校についても、建て替えるとなると費用、期間もかかりますので、これは学校とい

うことではございますけれども、一般企業というふうに考えると、やはり費用対効果なども考えれば統廃合の検討をするに値するものだと私は考えます。

(竹内行一委員)

校舎の安全性については、誰も否定しないと思います。誰が考えても、子どもたちに安全、安心な校舎を提供するというのは、これは誰一人否定できないと思います。

ただ、安全な校舎を提供する責任があるのは誰かという、これは三条市であります。三条市が、安全な校舎を提供する責務があると考えます。安全でない校舎があるということで、それは適正規模検討委員会の検討する趣旨になっているかという、私は、違うんじゃないかという気がします。やはり安全な校舎を提供するという義務を三条市はしっかり果たしていただけたと思いますけれども、しかし、この適正規模検討委員会というのは、あくまでも学校を、将来の子どもたちの人数を勘案して適正な規模をどうしていくかということ判断する会であって、ここに校舎の安全性というものを盛り込むというのは、私は、ずっと違和感を持っていますし、今も違和感が続いているところでありますので、ここは、私は、違うという気がします。

(小林斉子委員)

学区編成の再編がないという中で、適正規模を具現化するには、統廃合という選択肢しかない私は思っております。ですから、その選択の中で、統廃合の検討を開始する基準というふうに入れ込んだと思っております。これが、三条市の適正規模、適正配置の基本方針案の本旨だというふうにとめております。私は、ここの席にいる一人として、三条市の子どもたちが、笑顔で毎日が送れるように、学校生活が安心、安全な校舎で勉学できるように、大人の私たちが日々考えて、その検討する場所として私はここにあると思っております。その視点からいうと、ここの部分は入れ込んで、きちっと次のステップに臨んでいただきたいというのが望みでございます。

(雲尾委員長)

そのほか、まだ御発言のない委員から、特に御発言いただきたいと思いますが、いかがでしょう。

(白鳥賢委員)

今回の5番の文章に関しては、私、すごく良くできていると思っていて、さっきの吉田委員と一緒に、保護者としては、例えば適正規模が決まった中で、①、②、③が個別に存在するわけではなくて、それぞれ関連しているんだと思っております。例えば、保護者がいろんな、あまり学校を統廃合したり、学区を再編したりする時に、そんな専門的な情報がすぐ来るわけじゃないので、そんな立場の保護者がある程度の適正規模、この適正規模に合わせていった方がいいんだねという判断をする中で、この3つぐらいの考え方のポイントを示し

てもらえるとわかりやすいということで、例えば、校舎がどうなの、耐震強度のお話さっきおっしゃいましたけれども、いろんな、今日明日の話じゃなくて、これから時間が経っていく中でいろんな環境も変わるし、災害も起きるといふこと。その中で、こういう災害に弱いまいたいと、自分の子どもが行っている学校の校舎がですね。そしたら、保護者はそういう観点から適正規模に合わせるために、例えば近くの学区の学校と一緒にして、いい校舎で教育を受けさせてもらえたらいいなって、どことは言いませんけど、ある小学校区の親と、この前ちょっと話したら、実際にはあんまりまとまった意見にならないんですけど、結構潜在的な要望があったりして。

そういう意味では、①、②、③と相互に関連して考えるポイントを示していると思われるので。表現もうまく書かれていて。いろんな、これから起こるだろういろんな環境に対応できるように書かれていると思うし、このままだった方が、いろんな人の意見が、いろんな人が見て適正規模を考えるという内容だと思っています。

(木宮隆委員)

私も、この委員会の使命はまず、基本的な考え方を示すということだと思うんですね。その場合に、先ほどもおっしゃったように、三条市版のこれをつくるのであれば、やはり統廃合というのが一番現実的なんじゃないかと思われまふ。学区の編成とか、そういうのは当分行かないということであれば、学校全体を再編とか言ってもかなり特殊なケースになりますし、やはり学校の統廃合を考えていかざるをえない。あくまでここに示されるのは基本的な考えであって、一般論でも構わないと思うんです。

むしろ今お話になっているのは、その留意点のところにある具体的な三条小学校の問題について、地域の人とか、父兄にこの意見を聞くとかっていう、この段階にもう、この委員会が踏み込んでいふような状態に思えてなりませんので、ちょっと三条小学校の問題は置いて。例えば、今後、小規模校を適正規模にする際に統廃合の必要性が出てくるような場合でも、この基準を参照していけるような形を考えた場合、やはりこういうふうな形にならざるをえない。その統廃合を考える場合も、基準としても、そこに書いてあるような例が3つありますけども、こういうふうなことを基準にしてやっつけばいいんじゃないかなと、私はそういうふうな思ひます。

(高橋誠一郎委員)

小林委員がおっしゃった、なぜ資料を取られたのかというのは、私も別の立場なんですけれど反対でして。この問題はやっぱり、堂々とリスクを示す必要があるんじゃないかなという気はしています。普通に考えれば、校舎の安全性は何かって言われたときは、いろいろな意見があるかと思ひますけれども。この文言だけだとやっぱり、全然具体的に示されていない。私たちはずっと協議を続けているので、何を言っているのかわかっているのですが、市

民の皆さんはわからないというのがあります。ただ、私も、校舎の安全性というのは大変大事だと思います。

皆さんの総意として、三条市が適正規模化を図っていくことは、子どもたちのために重要だ、ここはもう全部同じであるんだというふうに思っています。ここが第1ステージで、第1ステージはもう合意がなされていると思っています。前回、私が申し上げたんですが、次は第2ステージです。

その時に、先ほど竹内委員が違和感があるとおっしゃったのは、実は私も同じ意見です。「校舎の安全性を確保できない」という基準と、「著しく小規模な状況が継続する場合」というのは別の次元の基準だというふうに私は思っています。だから、わかりにくくなっているし、違和感を持ってしまう。ということで、統廃合を検討する基準を、①、②、③という番号をぱっと見たときに、一市民の方々は違和感を持つわけですし、これは単純に同列併記、どれが優先されるものではないというふうに思います。

更に言えば、統廃合の検討を開始する基準はここに書いてあります。いわば、皆さんが合意している適正規模化に向けて、既に三条市はこの方針案をつくって検討を開始する。じゃあ、検討していく中で、直近の課題となるのは何なのかというところが第2ステージとして出てくるべきかなと思っています。ただ、それを、教育委員会事務局は「開始する基準」というふうに示しているので非常に違和感を覚えてしまうということかなと思っています。ですので、その辺はむしろ文言の修正ができるのであれば、ぜひしてもらいたいと思いますし、一般市民の皆さんにわかりやすいような形で基本方針案に入れる方がいいんじゃないかなと思っています。

私も、基本的には、最初から言っているように、校舎の安全性は、これは皆さんの総意だと思います。絶対大事。わかりやすいものにするためにはどういう形で落とし込んでいけばいいかというところをきちんと整理してこの方針づくりを進めていくというふうに思います。

(原田大助委員)

私も違和感を抱いている一人でございます。1ページ目からの、「基本方針策定の趣旨」ということからいろいろ書かれています。そこには並列に、校舎の安全性云々という文言は全く出てきてない中で、急に5番にきて、しかも①のところいきなり「校舎の安全性が確保できない場合」というような形で、突然ここに、唐突に出てくるというのが、本当に違和感があつてなりません。その前の文言からずっと見ているのは、安全性のことはほとんど書いてないんですが、ここに出てきているということが、ちょっと。しかもこの一文だけというのが違和感を感じております。

適正配置の観点になるのかはちょっとあれなんですけども、三条小学校の話をして申し訳



ございませんが、三条市の避難所になっております。11年前の7.13水害の時も、嵐南地区の方から、たくさんの方が橋を渡って、体育館に避難して来られました。その時にも、地域の方々、消防署も近いのでいろいろ炊き出しとか、地域の方々も不安定な中で炊き出しを作って持って行ったような、私はそういうふうな印象を受けておりました。

ただ、安全性が確保できなくなって、あそこの三条小学校がもし校舎がなくなる、体育館がなくなるというふうな方向になったら、三条小学校地区、高齢化が一番進んでいる地域です。足の悪い高齢者もたくさんいらっしゃいます。その方々がどこに避難すればいいのか、中央公民館だけで足りるのか。そういう形でくると、私は適正配置の中でもこの安全性でつぶされてしまうと、その地区の方々が、またそれは、またそれ以上嵐南地区の方からも避難されて来ている実態があります。そういった場合、適正配置の中にこの辺はどうなるのかなと思って、大変不安に思っていますので、これは適正規模の中での安全性ということなんですけど、ちょっと違和感を感じているので、ちょっとここはいらないのではないかなと思っております。

(小林斉子委員)

今、原田委員がおっしゃった三条小学校が避難所になっているというお話が、先ほど、木宮委員がおっしゃった、例えば、地区に入ってから地域住民の要望として、また意見として、お示しになることではないかというふうに聞いていて思いました。

それと、原田委員がおっしゃった違和感という部分ですが。この趣旨の中にその安全性の問題が入っていないという部分と、高橋委員がおっしゃった違和感では、その違和感の意味がちょっと違うのではないかというふうに捉えました。恐らく、高橋委員がおっしゃったのは、適正規模に、統廃合の検討を開始する基準の①と②と③が、整合性がないのではないかというふうな違和感をお感じになって、この文言修正を求められたというふうに受けとめました。今、原田委員がおっしゃったのは、ここに入っていないのをここに出すのはどうかというふうな、その違和感の性質が違う御意見だというふうに承りましたので、その点について整理をさせていただきたいと思います。

(雲尾委員長)

高橋委員が言われた中でいうと、①、②、③という数字を出すことによって、優先順位が入っているので、例えば、この数字が本当は逆になるのではないかとかいったような御主旨のことだと、そういったことでよろしいですか。

(高橋誠一郎委員)

はい。おっしゃるとおりです。優先順位があるような感じを受けてしまう。あたかも、その方針案の中の基準が統廃合、これがまず最優先基準ですよみたいに映ってしまうことに極めて大きな違和感を感じました。

更に言えば、子どもたちのことを考えるときに、「著しく小規模な状況が継続する場合」によって、子どもたちの様々な力が、本来、つくべき力がつかないんじゃないかということで適正規模化を皆さんで検討していきましょうということなので。それであれば、最優先のことは著しく小規模な状況。ただし、著しく小規模な状況だけではなくて、ここが大事なところなんです。適正規模化に向けて、ここにあがっている小学校は全て適正規模に満たない小学校なので、この学校を全部、統合したばかりですけど、私の学校も含めて、改めて適性規模化を検討しなくちゃいけないんだというところからスタートしないと、話が始まらないわけですね。そうじゃないと、三条小学校の問題ばかりに言及してしまう。私たちは別に三条小学校のことについて議論するためにここにいるのではないし、むしろ三条小学校のことだけでここで会話されるのであれば、ほかの小学校に対して極めて失礼な状態の検討委員会になってしまうと思います。あくまでも、ここに出ている小学校全部が対象で、適正規模化を進めていかなきゃいけない。

その中で、直近の課題は何なのかと。すぐに全部統廃合できるわけではない。物理的に難しいのはもうすぐにわかる。じゃあ、直近の課題はどこだというときに出てくるのが、第2ステージだと私は申し上げています。その中に安全性が入ったって、全然問題ありません。むしろ入らなかつたら逆におかしいと、私は前から申し上げています。そういうことを、文言の整理といいますか、示し方の整理をしていかないと非常にわかりづらい、こういう形になるんじゃないかなと思います。

(小林修委員)

高橋委員、小林斉子委員の話もよくわかるんですが。ほかの意見の皆様もすごくよくわかる話なんです。どうしても私たちの中で、事務局サイドから出た、2回目、3回目も校舎が危ないんだということであって、安全性というのはそれしかなくて、今日は皆さんがとても御自分の意見を持たれて、いろんな意見が出て、いい意見が聞けて良かったなと思っています。スプリンクラーなんて話も出たし、ただ、どう見たって、三条小学校が建物の構造上耐震補強ができないことを刷り込まれて。じゃあ、そこが出たというのは、第2ステージに上がってなんか言って、なんか聞こえがよくて、第2ステージもう上がっているじゃないかという感じを受けるので、述べさせてもらっているんですが。

三条小学校は耐震補強できないんじゃない、もらっている資料の中では可能だというふうなものもあるんだけど、一律で括られたり、または検討する話も聞かないで、これで今終わってしまったって、このままの形で残ったら、教育委員の皆さんいなさるから、優秀だからきっと意図をくみ取っていただけるとは思うんですけども、これでは、誰が見たって第2ステージは三条小学校一つ通過とかいうので、あくまで通過させません、また4学級以下だとかありませんから、新しいからとか言っていますが。

ただ、私ども、ここへくるまでにいろいろと勉強しました。三条小学校の昭和29年からつくられた工事について勉強してきました。いろんな方に聞きました。なかなか教育委員会サイドが示してくれないので、つくるときに柱をはめた工事ではだめじゃないかというようなことを教育委員会サイドに言われましたが、この校舎は、とても丈夫だと聞きましたし、Is値だけではなく、q値という数字はとっても高いです。それは横揺れにとっても強い、もう桁外れに強い校舎であります。それは体育館に至っては、ものすごく良くできた体育館ですが、何か今新しい学校をつくる時はボルトとナットでとめるんだそうですが、三条小学校の体育館なんかは、ボルトやナットを使っていません。全て鉄を。

(安藤正之委員)

すみません、話をちょっと折らせてください。委員長、よろしいでしょうか。

(雲尾委員長)

安藤委員、お願いします。

(安藤正之委員)

話がまるっきり三条小学校に傾くと、委員会の意味合いがもう全くなくなってくると思いますので。適正規模に向けての検討という部分において、三条小学校の言葉を発して、いろんな形でお話されるのは、また、ちょっと進む方向が違ってくるかと思います。私らはそのために集まってきているわけではなく、適正規模、じゃあ、どうするかというところをお話ししなければいけない。その一番大切な部分を飛び越えて、その校舎の安全性ばかりをクローズアップさせれば、それはもう委員会、この意味合いがなくなってくると思いますので、その辺、委員長、すみません、話を方向修正して、まとめに入ってもらいたいと思いますけど、いかがでしょうか。

(雲尾委員長)

まだ御発言されていない熊倉委員、倉重委員、高橋委員、大原委員、吉田一弥委員。じゃ、吉田一弥委員からお願いします。

(吉田一弥委員)

様々な御意見が出ておりますが、私も、最初にこの会に参加して、話を進めていった時に、やはり適正規模の中で子どもたちを教育していこう、より良い環境の中で教育していこうということが一番大きな狙いであったわけです。そのことから、今の基準が、①の校舎の安全性が確保できないというのは、やはりその最初の感じたことに対して違和感を感じております。竹内委員、高橋委員がおっしゃったように、ここに校舎の安全性というのが出てくることに対して、やはり違和感を感じております。この後、当然、統廃合とは関係なく、校舎の安全性については確保されるべきであるというふうに感じております。

それから、更に留意点のところに「保護者や、地域住民の理解を得ながら」ということが

ありますが、私は、第三中学校区で、当学区の保護者、地域の方々の大変強力な、学校を支えるという姿勢を感じております。第三中学校は創立 55 年を迎えるんですけれども、創立当時、第一中学校の増築分のお金で校舎を建てて、体育館も特別教室も何もないような状況でスタートした、だから地域の人たち、保護者がみんなで学校を支えて、充実させようと取り組んできた、そういう歴史がありまして、その歴史が今もしっかりと根づいて、続いております。学校を非常に愛する地域の人たちが大勢いる。従いまして、保護者や地域住民の理解ということについては、統廃合において非常に重要な問題であるというふうに考えておりますが、よろしく願いいたします。

(熊倉直信委員)

本当に、一小学校の固有名詞が出てきて、それにこだわるものが本当にずっと続いていたものですから、さっきから発言を控えていたんですけども、ここで、安全性ということを考えるのは、必ずこれは大事なことです、必要なことだと思います。

やっぱり力関係で学校をなくす、この問題を解決しようとするのについては、ここで議論する問題じゃないと思うんですね。ですから、それを抜きにして話を進めないと、やっぱり先へ進まない。であれば、やっぱり高橋委員がおっしゃったように、本当に、今、何のための問題かということを考えれば、この 5 番の中の②を最優先させて、しかも、地域の皆さんとの関係もあるわけですから、③番なり、それから①番というような順序に変えてでも。それは安全性というものについては配慮があつてしかるべきだと思いますし。当然、やっぱり、この問題が本当に避けて通れないということもある問題ですから、やっぱり、安全性は明記したらいいと思っています。

(倉重幸市委員)

今ほど熊倉委員が言われましたけれど、最終的にその適正規模に満たない学校があるわけなんですけれども、今すぐできる学校ばかりでないと思います。というのは、大変なわけですので、そんな中で、留意点のところを書いてありますように、最終的に統廃合については「保護者や地域住民の理解を得ながら進めていきます」、ここが一番大事になるかと思しますので、ここで適正規模に対してはこれだけありますので、その辺を教育委員会なり、事務局の方で御検討いただき、決めていただければいいと思います。

(高橋絵美委員)

学校の廃止の問題はやっぱり、通わせる親としては一番不安な問題です。でも、今後、これから少子化で子どもが減っていく中ではやっぱり現状の教育を続けていくにはちょっと考えを変えたっていうか、いろいろ考えて迷ったんですけど。統廃合はちょっと避けられないのかなという思いが、今日、皆さんのお話を聞いてしました。

(大原貞雄委員)

前の委員会でもお話ししましたが、具体的に数値がこうだとかいうことについては、これに対してそぐわないと話をしていただきました。今回出された修正案の「統廃合の検討を開始する基準」ということで、3つ示されているんですが、この委員会では適正規模、適正配置をどうするのかを話し合うのが、委員会に課せられた使命だと思っています。この基準を考えると、逆に考えると、保護者、地域からの要望がないままは統廃合しない、複式学級の2学級編成が継続する場合以外はしない。

その後、資料に示されている平成32年まで、ここにあてはまる学校はありません。それから、校舎の安全性が確保されていれば統廃合しないとすると、この適正規模検討委員会で、12学級以上が適正ですよと言っているにもかかわらず、その辺に向けての検討が全くされないということになりますよね、逆に、この基準を裏返して考えると。それでいいのかなと逆に思っているんですが。

それから、前の委員会の時にお話された方がいたんですが、統廃合を検討する場合にこのメンバーでいいんでしょうかと、もう少し自治会の方、それから保護者の代表の方がもっと大勢の方がいいんじゃないでしょうかという話もありました。また、下のところに、コミュニティ・スクール、学校運営協議会を今後置いていきますという話もありますので、中学校区での学校運営協議会の中で、今うちの中学校区の小学校は適正規模に満たしていないんだというのを、これでいいんだろうかと、そのあたりで検討していかなきゃいけないんじゃないかと思います。あるいは、統廃合の検討基準に向けての検討委員会を立ち上げてですね、この会では12学級以上、それから4km、5kmという基準、配置があると思うんですが、そこまでを検討するんだったらいいんであって、この検討を開始する基準について示す必要は、私はないんじゃないかなと思っています。

(雲尾委員長)

委員の皆さんの方から発言をいただきました。そんな中で、様々な意見がございました。例えば、「統廃合の検討を開始する基準」の①、②、③の順番ですね。これを②、③、①の順番にいかえてはどうかということですね。規模という趣旨からいうと、②が最優先だろうと、地域の声が次だろう。そして、しかし、校舎の安全性の確保もいえる、ことからいうと、その順番ではないかという御意見等もございました。

(小林斉子委員)

この統廃合の基準なんですか、①、②、③と番号がふってありますが、これは優先順位なんでしょうか。

(笹川教育総務課長)

こちらの①、②、③というのは、決して優先順位ではございません。並列という形で記載をさせていただいたところでございます。

(雲尾委員長)

そういう意味ではという回答でした。まあ、見た目にもそういうところで、そういう印象を受けるといったようなところではあるかと思います。

(飯田満委員)

前日も、この統廃合の検討を開始する基準ということで、校舎の安全性の確保ということについては適さないという意見を言わせていただきました。今までずっとお話を聞かせていただいて、どうあるべきなのかなとずっと考えていたんですが、やはり校舎の安全性というのは、この適正規模検討の中のものといえましょうか、適正規模検討をしていく中での、その次の段階、統廃合の検討を開始するところの基準ということにはならないのではないかなという気がしております。

ただ、校舎の安全性の確保については重要だというのは先ほどから委員の皆さんが縷々述べられているとおりにかと思しますので、そうすると、留意点の方に入るのかな、統廃合を検討するには著しく小規模な状況、保護者・地域からの要望があり、具体的にそれを進めて、話を進めていくに当たっては、この安全性というのは重要課題であり、保護者、地域の住民の皆さんの理解を得るところが重要である、そんなふうな段階に考えていくのがいいのではないかなというふうに思っております。

(小林修委員)

留意点というのはそもそもその統廃合の検討を開始する基準に対する留意点だと思うのであります。ですので、私は、保護者や、地域からの要望を受けた場合、その中に留意点等含まれると思いますので、具体的な統廃合については議会なんか以前に、その要望があったり、その今話が出たようなことが含まれる中で進められるべきことであって、開始する基準の中に安全性が担保できない場合というのは入れるべきものではないと思っています。

(竹内行一委員)

私もそう思います。やはりこの検討を開始する基準ではなくって、校舎の安全性を確保できないと市教委が判断した場合には、地域住民の方の理解を得ながら、このケースを地域にはかっていくという面にとどめたものと思っていますので、私は、飯田委員が言ったとおり、留意点の中に入れるべきものだと思います。

ただし、この留意点のところでも気になるところがあります。「保護者や地域住民の理解を得ながら」という言葉があるんですけども、この「ながら」という意味合いは、地域住民の理解を得ることを前提として考えていらっしゃるのでしょうか。それとも、得なくても、場合によっては統廃合を進めていくという趣旨にも、そういう希望もあるというふうに考えているのでしょうか。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

(久住教育部長)

具体的に統廃合の小学校が決まりましたら、先ほど課長が言いましたとおり、保護者、地域住民に対して説明会を開催して、保護者の理解、地域の理解を求めていきます。

ただ、これまで保育所の民営化だったり、統廃合だったりにしても、一人残らず全ての方が例えばこうしたいというところに賛成をされるばかりではないというふうに考えております。地域に入りましても様々な意見があるというふうに考えておりますので、私たちは、一定の理解を得ることの努力はさせていただいて進めていくということで「得ながら」というふうに書かせていただいたところです。

(竹内行一委員)

当然、全員が賛成するということはないと思いますけれども。ただ、やはり合意形成ということになると、例えば、過半数の賛成を得るとか、そういうふうなことになるのでしょうか。それとも、そうではない場合でも、続けていく可能性があるということでしょうか。

(久住教育部長)

これまでも、例えば、アンケートですとかそういうものでとったということとはございませんので、私たちが何回か説明をし、御理解を得る努力をさせていただき、市議会に条例改正案を提出しますので、そこで賛否を問うということになると考えております。

(竹内行一委員)

ということは、保護者や地域住民の理解を得る最終的な段階は、市議会の議決を得るということになるということですね。

(久住教育部長)

はい、そうであります。

(石崎順一委員)

最終的には、市議会で決まるものであるのはわかりましたけれども、その前段階で、保護者や地域住民の理解を得るって段階で、全部は無理であると。ただ、その判断を得られるのは私たちですという雰囲気聞こえたんですが、ちょっとおかしいような気がします。

今までやってこられた説明会の中で、一体どれだけの人が理解をして、納得して、その上で進めたということが大変疑問でなりません。多くの反対を押し切りながら、次から次へと次の段階、次の段階と進められた結果が、今までの方法だったのではないのでしょうか。理解を得るのは大変時間がかかります。その時間を無視して、短期間でやろうとすると、理解どころか混乱を招きかねない。何も理解には通じていかないと思うんです。

今のような言い方ですと、私たちは説明会を開く、その中でわかる人はわかる、わからない人はわからない、それでもいいから、もう次の段階の議会へもって行って、議会で聞いてみるという話をされました。議会というのは、地域住民が理解したという上での判断で、多分、諮っていると思いますけれども、そこをもう少し時間をかけて、地域の方々との話し合い

を十分になさる努力をされてからあげるべきだと思います。

留意点の「得ながら」ということがありましたけれども、この統廃合という言葉も嫌なんです、とりあえず、その次の「保護者や地域住民の要望を受け、共通理解を得た上で進めていきます。」とされると大変すっきりすると思うんです。

(吉田久一郎委員)

私、この前も要望したんですけども、本当に、町の真ん中でありながら、私1人しか自治会の代表がないんですね。それで、この前も言おうとしたんですけども、もうちょっと保護者あるいは地域住民の代表がこの委員会に欲しいです。というのは、私1人じゃ片寄ってしまいますので、ぜひ、要望として、もしこれからも会が開かれるならば、地域住民の人たち、代表を入れていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

(小林斉子委員)

事務局案が留意点、記述のとおりであります、先ほど、石崎委員が言われた文章に対して皆様から意見を求めていただけませんか。

(雲尾委員長)

留意点のところですね。

(小林斉子委員)

そうですね、はい。

(雲尾委員長)

石崎委員の御提案の具体的なところについては、「保護者や地域住民の要望を受け、共通理解を得た上で進めていきます。」ですか。

(石崎順一委員)

留意点につきましては、後半、申し上げました。最初からいきたいと思います。実はこの統廃合という言葉も削除して欲しいものですから、それを含めて申し上げたいと思います。

「具体的な適正規模化については、保護者や地域住民の要望を受け、共通理解を得た上で進めていきます。」としていただきたいと思います。

(雲尾委員長)

といった要望が出ておりますが、これについて。

(小林斉子委員)

統廃合の検討を開始する基準の留意点でありますので、ここでは「具体的な統廃合について」というのが正しい記述の方向だと思います。それから、後段の地域住民、「要望を受け、共通理解を得た上で」という表現だったと思います。間違いはないですかね。この共通理解の部分というのは、恐らく、先ほど言ったように100%ありえないという中で、これを称して共通理解と言えるのかという難しい問題がここには横たわると思います。そういう視点でも



のを考えるときに、果たしてこの共通理解という言葉が妥当なのかどうかということは大変難しいのではないかと思います。

ということの中で、住民の皆様の声を十分に反映させながら理解を進めながら進めて参りますという表現のふうには私は受けとめておりますので、この方針案のこの留意点の文章で私は良いと思っております。

(雲尾委員長)

様々な御意見、皆様からの御意見を聞きましても、内容的には事務局からの説明だった内容が本題として。この短い文章の説明書きというところですね。

それから、その前の項の検討を開始する基準につきましても、3点ありますけれども。内容が修正可能という話もありましたが、とりあえず優先順位がつくものでないというお話もありましたので、そういうことも踏まえたと、このままでお話をしてもいいのかなという形にはなります。そういったようなことで。

(小林修委員)

私の意見の中で、校舎の安全性が確保できない場合については御意見をくんでもらいたいという意見もあったんですが、その点は言われませんが、ぜひそこも、皆さんにお話を聞いていただければありがたいですが。なお、私の意見としてはどうか、先ほどの小林斉子委員と事務局案ではなくて、石崎委員が言われた「保護者や地域住民の要望を受け、共通理解を得た上で」という言葉にしていいただければありがたいですが、お願いします。

(雲尾委員長)

ただ、その、保護者や地域の要望を受けというのは、前のお話にも書いてあることではあるんで、そういったようなところでどう整合性をとるかというのはありますけれども。その、校舎の安全性を確保できない場合を留意点に回したいという場合の、具体的な文言がないとちょっと検討しにくいのがありますけれど。どうなりますでしょうか。

(白鳥賢委員)

保護者とか地域の人って、全部同じ意見じゃないですよ。先ほども申し上げましたとおり、私たちは専門にこういう仕事をしているわけじゃないので、基準を示してもらいたいというふうに考えているんですね。それがここに3つ示してもらいますと。そこで、保護者、地域の一部から発議がありました。それを、留意点を持って検討していくということが。こういうふうには書いておかないと、どっちが先なんだかちょっとよくわからないと。

保護者なんかは、例えば、①とか、小林修委員が言われることで、前に示された基準だけではないにしろ、安全性の基準があるっていう部分で、それはもう別の次元でちょっと検討してもらって。ただ、こういうことを。②は、もう事実でしかないんであれですけど。③に関しては、そういう何かこういう基準で見てくださいという基準を示されないと発議をしよ

うがないですね。そもそも専門家ではないので、単純な基準を示していただいて、それについて各地域で検討委員会みたいなのを開いて、コミュニティ・スクールみたいなものが、今の小中一貫教育推進協議会の発展形だと思いますけど、そこでも、保護者とかは大した専門知識を持っているわけでもないで、ある程度こういう基準で考えてくださいって言われないと意見の言いようがないんですね。

ですから、まずは基準で単純に3つ示してもらおう。これについて考えてください。じゃあ、こうした方がいいんじゃないかと発議になる。その後、留意点でもって検討していくっていうふうに書いてあるわけですから、細かい文字を変えたり、今の、こういうふうにしたらどうだというふうに変えるとどっちが先かよくわかんなくなっちゃうので、まずは基準で示されて発議をされるっていうことが先だから、今、そういう順番を守るにはこういうふうを書くしかないというふうに客観的には思います。

(佐藤操委員)

今の白鳥さんが言った基準っていうところ、私も同意であります。保護者は素人ということと有識者ではありません。あくまでも保護者の立場の意見でしか言えないという感じは前からしておりました。

この校舎の安全性確保が著しく小規模な状況、①と②ということですが、これは、2つ重なったとき、あるいは、かつ、何々みたいな感じの基準にするべきなのか、一つだけ該当すれば検討を開始するに値するものなのか。そういった基準を踏まえて決定することだとは思いますが。先ほど、ちょっと留意点の話もありましたけれども、地域、保護者からの要望、これは地域からの嘆願書みたいな感じで意見を申し上げるのか、そういったことかちょっとわかりませんが、この留意点のこの文言で私はいいいと思います。なぜかという、保護者、地域というのは意見は言えるけども、決定する力っていいですかね、基準が示されてその上で意見、要望ということが多いいのかなと思われま。そういった感じの流れになるのかなと私は個人的には思います。それで、この基準というのは①と②があればどちらか両方該当するべきなのか、どちらかなのか先に決まらなければ進まないのかなと思います。

(雲尾委員長)

概ね御意見は出尽くしたでしょうかね。賛否両論様々な意見が出ましたけれども、このまま続けても同じ形で、前回からの継続審議となっておりますので、また継続審議にしてもあまり変化がないような感じもござい。いかがいたしましょうか。何か御提案等ございましたら。

(小林修委員)

何となく、会議が終わりそうな雰囲気ですが、教育委員会の一方的な立場でもって統廃合を開始することがないことをお願いしたいと思います。皆さんの意見を十分くみ取ってもら

えるような、子どもが一番にいて、それで保護者がいて、地域の人がいるんだということを、俺のとは関係ないじゃなくて、みんなで思ってもらえたら、とてもありがたいと思います。

学校がなくなると地域がきつとうまくいかないと思います。何か違う力が働いてこの委員会ができてしまっているというか。だって、12学級以下が違うと言いながらも、全く決めていることが、先ほど話があったように、4学級以下になったらとか、保護者が望んだらとかいう中で、この話し合いがここで終わるような場合って、もう教育委員会の一方的な立場でもって決められているのは、私が目の前にいる子どもたちの幸せと、小林斉子委員が、さっき、子どもの笑顔のためにと言われましたが、子どもの笑顔を取るような委員会になってはいけないんだろうと思っていますので、そこのところを十分に皆さんに考えていただいて、委員長も、そこでもってどうするか決めていただければありがたいと思っています。教育委員会の一方的な立場で決めることはないようにお願いします。

(雲尾委員長)

御意見は多々ございましたけれども、変更点の案もございましたが、概ねこの委員会での回答の中で、この疑問点は解消されているのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

(石崎順一委員)

いろいろと出た意見の中で、それぞれの方が意見を述べられました。5番に集中した中でこんな意見が出たわけですけれども、とても審議が、今日も尽くされたとは思っておりませんし、意見などでまだほかの課題もあるんじゃないかと思われまます。ぜひ継続審議をお願いします。

(小林斉子委員)

まだ時間がありますので、石崎委員から意見を聞いてください。

(雲尾委員長)

ほかの意見は、何か言うことはありますか。

(石崎順一委員)

耐震の基準の資料が外された説明がございましたけれども、あれが生かされるのかどうか。あのまま残っては困る資料なので。そこ、じゃあ、一つだけ確認させていただけますか。

(雲尾委員長)

確認というのは、どういう趣旨ですか。

(石崎順一委員)

実は私の方で資料を作っていました。これ、委員長、配ってよろしいでしょうか。

(雲尾委員長)

見ないとわからないところがありますので。

(石崎順一委員)

じゃあ、見ていただいて、よろしければ皆さんに意見を述べていただければと。

(雲尾委員長)

私だけ、全員の分じゃないんですか。

(石崎順一委員)

全員の分はあります。まず委員長の意見としてこの資料を配付してよろしいかどうか、許可をいただきたいと思います。この問題だと、一番、いわゆる、耐震化の方向性、そこに書いてある字句を問題にしたいと思います。これが平成 25 年 4 月 1 日につくられたものです。先回、事務局から出された資料、これがいつかは書かれていないのです。そして、文言も変えられております。その際の質問になってはいますが、前回の資料が活かされてないという問題がありますので、そこだけ確認したいと思います。

(雲尾委員長)

これ、Is 値自体は、変わってないわけですね。

(石崎順一委員)

数値は変わっていませんが、耐震化の方向性に書いてある内容の文面が変えられています。変えられた文面、根拠になる資料がほかにあるんだろうかという疑問があります。どうしても、出された資料が最終的に一番新しいものと思って目にしておりますので、こうなんだなと思われがちですが。例えば、先回出された資料の中では、Is 値 0.7 未満のため耐震補強が必要であるが、建物の構造上耐震補強ができない、このできないとされた根拠を示すデータを、ぜひ事務局から提出していただきたいと思います。ということなんです、この資料をお配りしてよろしいでしょうか。

(雲尾委員長)

訂正がないといいますか、数値の範囲、そこにある説明と、現在との説明との間に齟齬はないですね。補強はできないということが新しく加わっただけであって、これを配っても、そのことは変わらないわけですね。

(石崎順一委員)

例えば、補強はできるんですね。

(雲尾委員長)

いや、こちらには補強できるとは書いてないので。それは、補強はできないっていう、こちらの平成 27 年 8 月現在の表とは完全な一致になりますので。

(石崎順一委員)

例えば、Is 値 0.6 に近いというのは平成 25 年度には示した資料のところに書いてありますが、今回出された資料は 0.7 未満というふうに上げております。

(雲尾委員長)

それは、ですから、その表にも、両方の0.6未満と0.7未満の2つ基準が書いてありますよね、元々配られた、最初に配られた反対側。

(石崎順一委員)

そこで変えられているわけですね。

(雲尾委員長)

文部科学省の基準を新たに加えているわけですので、変えたわけではないですね。

(石崎順一委員)

あえて、じゃあ、加えた意味ですね。そこがわかりません。前に出てきたこの資料でよろしいじゃないですかと思うんですが、何でそこをわざわざ文部科学省 Is 値 0.7 以上という数値を示したのか。というのは、そのほかの学校のところをちょっと見ていくとわかるんですけども。例えば、井栗小学校は「Is 値 0.7 未満のため、今後耐震補強を行う」というふうにあります。ほかの学校、月岡小学校もそうですね。大崎小学校もそうですね。

(小林斉子委員)

委員長、話の途中で大変申し訳ないんですが、この適正規模、適正配置に関する基本方針案の修正案に盛り込まれてない要件だと思いますので。

(雲尾委員長)

最初に言ったように、盛り込んで欲しいということであるけれども、これ、盛り込んでないし、皆さんはいいかどうかという話になります。

(石崎順一委員)

まだ説明がありますが、よろしいでしょうか。

(雲尾委員長)

早めをお願いします。

(石崎順一委員)

資料をお配りした方が、皆さんから御理解してもらいやすいと思うんですが、まずそれはいかがでしょうか。

(雲尾委員長)

具体的には、資料4を復活させて欲しいということの趣旨でよろしいですか。

(石崎順一委員)

では、申し上げます。その資料自身が、元々ある資料を書きかえられたものと申し上げています。そこは問題ではないでしょうか。

(雲尾委員長)

元々ある資料というのは、平成25年の資料で、資料4として前回付けていたのは、今年度の資料ということですので、書きかえられているとは。それは耐震等補強とかいろいろ入っ

て、変更のある表現で。

(石崎順一委員)

文部科学省が、より安全な数値を示すのは当然だと思います。三条市としてみれば、国土交通省 Is 値 0.6 以上で今まで診断してきました。それに向けて、それに満たない学校が耐震化補強されてきました。そして、三条小学校の場合はもちろん最後の。

それをあえて今回、急に、文部科学省 Is 値 0.7 以上という数字を出した事務局の考えがよくわからない。そして、その文言が出ることによって、三条小学校は耐震補強できないというふうに結論づけられています。この結論づけられた根拠、いつそれが変わったのかというのがはっきりしませんので、その耐震診断結果、数値はもちろん変わりませんが、「0.7 未満のため耐震補強が必要であるが、建物の構造上耐震化できない」とした根拠を事務局の方に。

(白鳥賢委員)

ここでやっているのは、校舎の安全性を確保できない場合に検討を開始するっていうことを、会議で決めているんで、その安全性の基準がどうかというのは、建築の専門家とかが出る別の会議で言ってもらえませんか。ちょっと私たち、全くそれ、関係ないし、いい悪いも判断できないんです。建築の専門家もいないから、工法がどうだとか、補強はできるかできないかの判断が誰もできないと思います。それは別の会議を例えばつくって、校舎の安全性の基準を決める会議を別につくってもらえませんか。それをやっても意見を出せないし、ここで決められないと思うんで、お願いします。

(雲尾委員長)

そういう意味では、既に資料 4 として復活させて欲しいということであれば、またそれはそれで配慮します。これは付ける必要があるという御提案ですか。

(石崎順一委員)

資料 4 を付けない場合は、多分、どっちも申し訳ないんですが、校舎の安全性を確保という部分も削除というのが一番いい形なんだろうと思って、あえて、この資料を。

(原田大助委員)

今、これからまとめに入るというような形があるんですけども。今後、今日話し合った修正案というのは出されるのでしょうか。

(雲尾委員長)

今のところ、特にここをこう修正するという具体的なことは決まっておきませんので、今の修正案のままで全体は審議をしております。

(原田大助委員)

今、会議で 2 時間ぐらい話し合ってきております。いろんな意見も出されました。それか

ら、前回の案からいろいろ修正されたところなので、今日、そのまま提出するのは。それともまた修正をいただいて、提出になるのでしょうか。

(雲尾委員長)

現在のところ、明確な修正をするところが決まっておきませんので、今のところの案からの変更はないという状況で時間、審議が過ぎたと。内容的にはもう、いくつかの疑問点については事務局から答弁があった内容でもって補足されているということで、書き加えなくても、その部分の合意形成ができていないのではないかというふうに、今のところは考えております。

(原田大助委員)

先ほども、いろいろ留意点の中のこと、何もまだ、いろいろな意見の中で出されたんですが、あくまでもこの案でいかれるんですか。

(雲尾委員長)

変更しなくても、皆様の御懸念の部分は解消されているのではないかということです。

(石崎順一委員)

疑問が解消されているというふうにおっしゃられましたけど、とても解消しきれてないものですから、それで先ほど継続審議のお願いを。皆さん、いかがでしょうか。

(竹内行一委員)

意見が集約されつつあるとは、私は思っていません。まず、校舎の安全性の確保に関して、意見は2つに別れております。それから、留意点の、この保護者や地域住民の要望をどのように取り入れていくのか、統廃合を進める上で、どのように生かしていくのかについても、まだ全然議論がかわいておりません。従って、この場で、ここで意見集約をはかるというのは、ちょっと時期尚早ではないかと私は思いました。

(小林斉子委員)

2時間の議論を尽くされました。委員長が先ほどおっしゃいましたように、修正はなしと。これ以上の修正はというお話をされたと思います。ということで、先ほど石崎委員から、まだ疑念があるとおっしゃいました。ということは、きちっとそのお話をしていただければよかったんですが、先ほどのお話からはそれは見えませんでした。という中で、私は、三条市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針案の修正版に賛成です。

皆様に、ここで賛否を問うただけかもしれませんでしょうか。これ以上続けることで、何が、先ほど、まだ疑念があるとおっしゃったことについては、御意見、私の考えで申し上げますが、お出しなされたことはそういうことでした。まだ、ほかにあるならば、ここで終結をすることに、まだ御疑念なり、御意見があるのならば、出していただいて、2時間過ぎましたけれども、時間の中でそれをお出しになっていただいて、ここで賛否をとっていただければ

と思います。

(小林修委員)

前日も終わりそうになったときに、逆にいうと、安全性を外しましょうみたいなのが大概の意見だったのに、今、同じようなことを言われて、一回延びたと思うんですけど。今、何か私も疑念を持っています。継続審議を望むところでありますが、なかなか出た意見を、言葉はよくないんですけど、事務局サイドの意見だと、すぐそれでいいですかになりますし、ほかの意見だと継続審議しますかなんか言って、またもっていかれるというのは、ちょっと困ると思います。前回から10日ほどしかたないんですが、多くの皆さんが、前回まで、3回目まで何もしゃべらなかつたんですけど、何かきつと、時間の経過の中でしゃべることができました。もう1回また、今こうやっているような意見では煮つまらないという人もいるんだから、もうちょっと次まで煮つまるように、もう一回話し合いの機会を持っていただければありがたいと思っています。11時半という時間を過ぎたことで、一旦今日は締めていただいて、次回、皆さんにもう一度聞いていただくわけにはいかないでしょうか。継続審議を望みます。

(原田大助委員)

私も、修正版の方の、また、これ、今日の話し合いの中での、またどういう形で修正されたのか大変興味あるというか、このまま出されるのは、私もちょっと違うんじゃないかなど思っております。次回また修正版いただけて、どのようにまた、いろいろな、今日は、本当にこの何回かの中でも初めて御意見された方の意見もあります。そういった方の意見も踏まえて、またちょっと修正版を出していただいて、継続審議をお願いしたいと思います。

(吉田広幸委員)

継続審議する、しないにかかわらず、一旦これでいいかどうかというのを、皆さんに意思表示してもらったらどうでしょうか。挙手で賛否をとってもらった方がわかりやすいと思うんですけど。

(雲尾委員長)

これで採決をして、その上でという御提案もございます。継続審議という御提案もございますので、どうでしょうか。

(高橋誠一郎委員)

これで採決をとるということは、これでいいということになりますか。ほかの意見で、もう審議の必要なくなってしまうんですが、私は、個人的には、継続審議は必要かなというふうに思います。ただ、先ほど、委員長がおっしゃったように、ここに書いてある内容が、おおよそ事務局とのやりとり、要は委員さん方とのやりとりの中で、おおよそですけれども、この意味合いはこうだ、例えば、基準の意味合いはこうだ、保護者の立場としてはこの基準が



書いてある方がありがたい。ただ、①、②、③と書いてあるのは、優先順位じゃないという意味合いがしっかりとこの中で形成できているかどうか、私は非常に心配なんです。そういう意味で継続審議が必要なのかなと思っています。このままの状況だと、何をどう賛成するか、何をどう反対したらいいかわからないままなのではないのかなという気がするんですが、いかがでしょうか。意味合いを、先ほど言いましたように、文言を修正していただければありがたいと思っています。例えば、文言を整理した上で異議ありという委員さん方が半数以上おられれば継続審議、これで採決にもなりますよね。今、この段階でとても咀嚼できない、解釈の。言っている意味、わかりますでしょうか。一つ一つの言葉の解釈が咀嚼できないまま、採決をとるのは大変危険だと。今出てきたものをきちんと整理していただいて、どうなるのかをしっかりと見きわめた上で、私たちに判断をまた改めていただくという形が一番いいんじゃないかなという気がするんですけど。

(小林斉子委員)

今、高橋誠一郎委員がおっしゃったのは、私たちが咀嚼できないという前提でお話をされてますでしょうか。

(高橋誠一郎委員)

少なくとも、私は、今。

(小林斉子委員)

そういう前提でお話されていますか。

(高橋誠一郎委員)

いや、もう一回お話ししていいですか。一番問題になっていた安全性という基準と、極めて適正規模に満たない基準というのは、並列されています。私は、安全性という言葉は、あっていいと申し上げたんです。ただ、並列されていることで違和感を持たれている委員さん方が多い。この違和感をどういうふうに皆さんが咀嚼して、これでいいか悪いかを判断できるかどうかと。どうにでも解釈できてしまうと。同じステージに上げられているということ。例えば、今の段階で採決できるんでしょうか。この、いいか、どうか。そういう中で継続審議かどうかが決まってくるかと思います。

(小林斉子委員)

ということは、委員の皆さんが、先ほどおっしゃった基準の①、②、③の優先順位ではないんですけども、これを変えることもというお話がありました。その部分で、私たちが、この部分の入れかえの部分を含めて咀嚼できてないと、この基本方針案を賛成も反対もできないというお話だと承りました。ということですよ。

申し訳ないんですが、この一文を変えることが、大変大事なことなんですが、この基本方針案には趣旨から始まって、それから、児童生徒及び学校規模の推移、適正規模の基本的な

考え方からずっというって、それが体系的に組まれているわけですが。それから、適正規模に向けての検討と5段階に分かれています。今、高橋委員がおっしゃったこの一文、この部分を私たちが咀嚼できないから、この検討委員会の基本方針の修正案をここで賛否がとれないという言い方をされたっていうのは、大変申し訳ありませんが、私たちの理解が進んでいないというお話をされたということは、不快まで申しませんが、理解を示している者もいるというふうに御判断もお願いしたいというふうに思います。

(雲尾委員長)

では、いずれにせよ、賛否を問うて、否が多ければ、結果的に継続審議になるということだと思いますと、賛否を問うことによって継続審議が決まりますので。

(小林修委員)

賛否を問うような問題じゃないんじゃないですか。ここでみんなが理解してないってことが。

(雲尾委員長)

ですから、理解していない方は否に手を挙げていただければ。

(小林修委員)

否なんか、それで、多かったら、じゃあ、前回も、全部それをして欲しかったんですが。①の意見でもって継続審議になったと思うんですけども。今、何人の方がそう言っているのに、1人多かったからこっちの方がいい言い方はあまりに強引すぎてというか、一方的な立場で開始するにつなっていくような気がしてなりません。何とか、みんなが納得する形でというか、全員がそうだね、いい委員会に参加して良かったねと言えるような形をもって、今後につないでもらえたらありがたいと思っていますが、よろしくお願いします。

(雲尾委員長)

ですので、賛否を問うて、否が多ければ継続審議ですよということで、よろしいんじゃないでしょうか。

(高橋誠一郎委員)

先ほど私が申し上げた内容の解釈でよければ、私は賛成できるんです。簡単な話なんです。先ほど、私が申し上げたように、違和感はあるけれども、そういうものだということで、しっかりと確認できれば私は賛成できる。それが皆さん、一人ひとり今あるのかということを私は問っているんです。それでいいんでしょうかということを委員長に問っているんです。私が先ほど申し上げた内容です。

もう一回申し上げていいですか。ここに書いてある内容は、適正規模化を進めるためにここに上がっている小学校全部が対象校である。三条小学校だけではないです。そして、その検討を進めていく上で、直近の課題はこういう場面ですというものを基準という言葉で表し

ているだけで。そうじゃないと、保護者の皆さん方にとってみれば、非常にわかりにくい。私たちは、安全性という基準と、小規模という基準の次元が違うので、私は、文言を整理した方がいいと思っていますけれども、それだと、明確な基準にならないので、わかりにくいでしょう。ならば、違和感はあるけれども、安全性はそのままでもいいということをおっしゃったわけですよ。それも私、理解できるんです。

その意味を皆さんが納得した上で、採決をとることが今可能かどうかということを行っています。私が今申し上げていることがそれでよければ、私は十分に賛成できるんです。いや、そうじゃないと委員長がおっしゃったり、ほかの方々が違うと言うのであれば、そこはもう少し審議しなければいけないと思います。

(長谷川教育長)

縷々御意見をいただいていたかと思いますが、今、高橋委員から具体的な御指摘をいただいて、そのことを共通理解できれば進むことができるんじゃないかという御意見がございました。それは私ども事務局が、ここでしっかりと説明責任を果たす、このことが大事ななということで、発言の機会をいただいたところでございます。

今回もいろいろと御議論いただけてまいりました、4番までの適正規模の基準。ここは、一つは考え方として、概ね御了解をいただいた、要は、12学級、9学級。そして距離の関係、時間の関係。こういった中で子どもたちのための適正規模、こういった学校を追求していくんだというふうに御議論いただいたと思うんです。そこで、じゃあ、その適正規模に向けてどうこれから検討していくのか、この着手基準といいますか、検討基準についてはいろいろと御議論いただいているところと思いますが、私ども事務局として修正案として提出をさせていただきました、統廃合の検討を開始する基準。この前段に向かう前に、今、高橋委員から御指摘をいただいた、今まで、概ね御理解いただいていると思う、その適正規模に満たない小学校が、ここに掲げてあるとおりの15校ございます。従って、この15校を今すぐに適正規模に向けた中学校区の中での統廃合を実施していくんだというものではない。15校をどう、具体的に検討するのかという基準を、この3つの観点からつくらせていただいたものでございます。

校舎の安全性は、これからの、安全、安心な子どもたちの学びを確保するために必要なことであると。そして、複式学級が2学級以上になった場合検討していかなければならない。そして3つ目として、保護者、地域からの要望を受けた場合、それぞれ一つずつ該当した場合について、この適正規模に向けた検討をしていくんだというふうに私どもは認識をさせていただいているわけですので、高橋委員から御指摘をいただいた内容で、その思いで提案させていただいたことを御理解いただきながら、これから御判断をいただくことに、また委員長から御判断いただければと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと思

ます。

(小林修委員)

今の教育長の話で、余計、ちょっとわからなくなりましたが。三条小学校の問題ではないというのはわかりましたし、この適正規模に満たない学校、15校全てのことに該当する学校の話と思っていたんですが、今、念を押されて、15校実施しても問題ではないというふうな趣旨だったと思うのですが。それで話を理解したかと言われると、この学校は全部該当校だと、これから全部、お前んとこだけ言ってんじゃないって話だととってもよく理解できるんですが、今の説明で、また最初の、振り出しに頭がもう一遍戻ってしまって。安藤委員から、何を言っているんだ、おまえの学校だけみたいな話があって、どきっとしたんですが。それを言っちゃいけないなと思っていて、黙っていましたが。今のお話を聞いていると、また、前回の話に戻られたのかなということで、とてもうまく、この採決をとってもらうのは私はできないと思いますし、少し頭の整理をさせてもらえる時間が必要かなと思うので、ぜひとも次回まで継続審議をしていただければありがたいと思っています。よろしくお願ひします。

(長谷川教育長)

私の発言の中で誤解があったようでございますので、まず、改めて説明していきたいというふうに思っていますが。この基準をつくっていく前段の検討、これは先ほどおっしゃっていたものでございます。そこで、その結果として浮上してくれるのが、適正規模に満たない小学校ということで15校、これがこの表に掲げられたとおりに浮上してくるというものでございますが、これをドラスティックに明日からもうやっていくんだということにはならないんだ、そんな思いの中で、どういった基準でこれから進めていくのか、それを3つの観点でまとめさせていただいた。従って、俎上にのるのは15校、これには違いがございません。その中で15校全体を一斉に走らせるというふうにはならないだろうということの中での基準をつくって、一つ一つ該当していた場合、それに向けて検討を開始していく、そんな中での今回の修正案として提出をさせていただいた、そのことを御理解いただきたいというふうに思います。

(小林修委員)

もし、そういうのであれば、石崎委員から質問された資料4を御参照されたり、資料4の質問をされた中での、それはそうじゃないかという話でしたが、そうではなくて、私たち関係者から聞いていると、非常に三条小学校を言っているように思いましたので、もうちょっと時間をかけて話し合いをしてもらえたらありがたいと思っていますが、いかがでしょうか。

(雲尾委員長)

ということで、ご説明いただきましたが。ここについてまず、本日の「三条市立小・中学

校の適正規模・適正配置に関する基本方針（案）」の修正版につきまして、採決、挙手による採決を経まして、その後で、その結果を見て進めてまいりたいと思います。

（石崎順一委員）

採決をとるっていう形を、この委員会ではしないっていうふうに最初お伺いしたように思うのですが。採決というと、どこまで、誰が、どう理解したかによって全然結果が違ってきます。その数字をもって、今、まだわからないといっている方々が多いにもかかわらず、次の修正案を出さず、今出されたものを通そうとするのはおかしいことだと思います。採決はとらないでいただきたいと思います。

もう一点申し上げます。もう時間もないですので、今日は珍しく 20 分も延長しております。いつもであれば終わっているところですが、なぜ終わらないのかもわかりません。

申し上げます。この第 2 回目の資料で配られました資料 2、学校の適正規模検討委員会の運営について、そもそもを問うことになります。最初からの運営の仕方が、妙な場合だなというふうに感じておりましたが、その一番目、一般原則のアでして、「審議会等は、その情報を積極的に市民に提供するとともに、その透明性を確保し、市民参加の推進を図るものとする。」イ「審議会等の運営に当たっては、事前に資料を配布するなど、委員が十分に意見を述べられるように配慮するとともに、欠席者に対しても意見を求めるなど、審議の活性化を図るための工夫に努めるものとする。」このアとイの部分の中で、ア「透明性を確保し、市民参加の推進を図る。」イ「委員が十分に意見を述べられるように配慮する。」主にこのイの方が問題なんです、こここのところにつきまして、またいろいろ、いろんな話が飛び込んでくるものですから、申し上げたいと思います。

先回、委員会が終わってから 2 週間あまり、この前もそうなんですけれども、市長と教育長が、一部の委員に電話、面談などで接触しているという話が伝わってきているんですが、これが事実とすれば、先ほどのア、イに関するルール違反で、大変重大な問題になると思うんですが、いかがでしょう。

（雲尾委員長）

では、まず採決をとりまして、反対が多数であれば当然、継続審議になるという形で進めさせていただきたいと思いますが。

（石崎順一委員）

どうしても、採決をとられるという方向にもっていかれるのは大変不本意であります。今、私が申し上げたことは、この委員会がどういう性格の委員会であるかということをも根本的に問うものです。ここに出られた委員が、自由な意見を言いつらい状態にしていくというのは大変遺憾であります。そして、今もこの運営上の問題でも大変批判していただいたと思います。その中で、疑いのあるこの委員会が、今、ここで採決をとって、この案を通そうとする

こと自身がもう、絶対おかしい話ですので。ほかの皆さん、委員の方、いかがでしょうか。こんなことで採決なさってよろしいのでしょうか。ぜひこの問題について、委員の皆さんから御意見をたまわりたいと思います。

(白鳥賢委員)

私もこの委員会で採決っていうのはふさわしいかどうか疑問なんですけど、さっきの高橋委員からもありますように、委員の皆さんの理解はどういうふうになっているのかを、お一人ずつ、時間も過ぎてることなんですけど、一人ずつ発言をしていただいて、そこで委員長が判断されたらいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

(石崎順一委員)

時間も過ぎて、大分、皆さんも次の予定が待っておられます。ぜひ継続審議にしたらいかがでしょうか。あと、今、私が述べたことを、長谷川教育長の方は何も言葉はございませんが、いかがでしょうか。また、言葉がないと、これはどうしたらいいんでしょう、委員長。

(長谷川教育長)

私は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、教育委員会から事務局を預かる立場として任命いただいている教育長でございます。従いまして、学校運営、学校経営にあたっては、いろいろな意味で、いろいろな方々と接触する。これは私どもの責務であるというふうに考えてございまして、それが一切断たれるとすれば、教育長の存在する意義さえも失われてくるかというふうに思います。従って、いろんな意味で、私は、いろんな方々と接触させていただく。このことが、これからの教育長としての使命として必要なだろうというふうに考えています。

(雲尾委員長)

一人ひとり聞いているお時間も、12時になりますので、現時点での皆様の賛否の状況を聞きたいと思いますので、現在の、本日示されましたこの方針案の修正案について、賛成の方の挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。

—採決の結果、11名が挙手—

(雲尾委員長)

11名。事務局、数は確認できましたか。

(事務局)

11名です。

(雲尾委員長)

賛成の方が11名でございます。賛成が出席委員の過半数に達しておりますので、本日、説明されました基本方針案の修正版でいくということで、この検討委員会の決定とさせていただきます。

(4) 次回検討委員会の日程について

(雲尾委員長)

次回検討委員会の日程について、事務局からお願いいたします。

(笹川教育総務課長)

次回の検討委員会に関しての日程について御説明をさせていただきます。次回の検討委員会を提案する前に、今後の予定を説明させていただきます。第1回検討委員会でもスケジュールの説明をさせていただきましたが、本日、決定していただいた三条市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針（案）の修正版につきましては、8月11日開催の教育委員会定例会で御審議をいただき、その後、承認をいただいた後に、8月17日から9月6日までの間、パブリックコメントを実施させていただき、市民の皆様から御意見を賜ってまいりたいと考えています。従いまして、次回検討委員会の開催につきましては、パブリックコメントの結果を見て、委員会を開催するか否かについて検討させていただきたいと考えています。

(雲尾委員長)

パブリックコメントは、8月17日から9月6日にあるということで、そこで意見をいただいて、それらをこの修正版の中にどう反映するかということを検討する形であるということでございますね。わかりました。

(石崎順一委員)

委員長、事務局の言葉につきまして、微妙な違いが常に気になっています。委員長は、今のところはと申されました。笹川課長は決定いたしましたと示されました。このようなことなんですね常に。そこがはっきりしないと、一体この委員会って何だったんだらうなっていうことだけが残ってしまうと思うんです。今、スケジュールを示されましたけれども、今回、かなり強引に、強行的に採決という形で賛否をとられました。11名の方が賛成されました。これも条件付きの賛成ではなかったかと思います。先ほど、委員の中から出ておりましたが、修正案としてもう一遍出す必要があるんじゃないですか。それをなくして、この案といわれると、また、2回も、3回も繰り返して、私たち委員が多くの意見を述べたのを盛り込まれずに、修正案と称して同じ形のものを出されました。今回、これで採決という形で、ほとんど中身は変わっていません。前回、一定の審議でいわれた内容に関しても、今回は審議されませんでした。この委員会の任期は3月31日、来年の3月までであるんです。ぜひその方向で審議を深める前提でお願いします。よろしくお願いします。

(竹内行一委員)

今、賛否を問われたっていうのは、私は、この案の最終的な採決ではないではないかなと、私、思ったんです。委員長は何をおっしゃったかっていうと、ここで皆さんの御賛否を問い

たいと。もし否であれば継続審議したいとおっしゃいました。もし、これが採決であれば、否ならば、これ、廃案なはずなんです。違いますかね。なので、今の賛否っていうのは、本当に採決だったのか、どうなのか、私は非常に疑問です。

(高橋誠一郎委員)

私も同じ意見なんですけれども。賛成も反対も、今の賛否については、この、今日審議された内容の解釈として、あくまでも解釈として賛成できるかどうかであって、また、改めて審議する必要があるれば絶対するべきだなというところが私は変わらないところであります。

もう一回繰り返しますけども、今日の委員会の皆さんの話し合いの中で、自分なりに解釈したことに対して賛否を出した、そのところは御理解いただきたいというふうに思います。

(雲尾委員長)

では、進行を事務局にお返しします。

(久住教育部長)

本日は、ご多忙の中、長期間、大変ありがとうございました。これで委員会を終了させていただきます。先ほど課長が言われたとおり、パブリックコメントの結果を見て委員会をまた開会するかどうかを検討してまいりたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

(石崎順一委員)

おかしくありませんか。もう、いいんですか、終わって。このような説明をされるからおかしい話だと思います。委員長、いかがですか。もう退席でしょうか。

(雲尾委員長)

ええ、すみません。後の仕事がありますので、失礼いたします。

(石崎順一委員)

次回委員会の予定はございましたか。

(雲尾委員長)

次回、パブリックコメントを受けた上で、その内容を含めて開催するかどうかを検討するというお話です。

(久住教育部長)

本日の会議を終了させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

8 閉会宣言 午後0時04分